

## 規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条及び附属書Bの5(a)に基づくものです。〕

### 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について

下記のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

### 記

#### 1 件名

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部改正

#### 2 対象

乳及び乳製品（04.01, 04.02, 1901.10）

#### 3 趣旨及び目的

牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、調製液状乳及び乳飲料のうち、摂氏10度以下での保存を要しない製品に係る規格基準を新たに設けること。

#### 4 施行予定日

公布後、速やかに施行の予定

#### 5 照会先

厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL 03-5253-1111 内線2489  
FAX 03-3501-4868

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間